

過去の著作物等の保護と利用に関する小委員会中間整理に関する意見

<その 1>

- 1．団体
- 2．社団法人日本図書館協会（理事長 塩見昇）
- 3．〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
- 4．03-3523-0811
- 5．第 2 章第 3 節「権利者不明の場合の利用の円滑化について」（28-31 ページ）
- 6．意見

図書館においては、郷土資料や過去の雑誌論文のように、権利者が不明な資料を多数所蔵しているところ、その公開の一手段としてこれらの資料のデジタル化とネットワーク上での利用が進むものと考えられる。

この場合、国立国会図書館の「近代デジタルライブラリー」事業の例にも示されているように、現在の裁定手続は非常に煩雑な仕組みとなっており、補償金よりも裁定に係る事務経費の方が膨大な額となっている。これらの裁定に係る事務経費を補償金に回した方が、著作権者の保護にとっても有用であるはずである。

ここに示された A 案も B 案も、このことについて解決策を示したものとはなっておらず、どちらの案を採用したとしても、現在の裁定制度がはらむ問題の解決策とはならない。

利用者が裁定制度をもう少し気軽に利用することができるよう、裁定手続の円滑化につき、再検討なされることを望むものである。

<その 1 終わり>

<その 2 はじめ>

- 1．団体
- 2．社団法人日本図書館協会（理事長 塩見昇）
- 3．〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
- 4．03-3523-0811
- 5．第 2 章第 4 節「次代の文化の土台となるアーカイブの円滑化について」（38-48 ページ）
- 6．意見

この節に記載されている見解、意見等については概ね賛同する。これらの見解、意見等が最終的にとりまとめられる報告書に確実に盛り込まれることを要望するものである。

ただ、国立国会図書館がデジタル化した資料の利用についての慎重な検討が必要との結論付けの理由として掲げられている、「ネットワークを通じたコンテンツの提供により在庫コストが軽減される結果、書籍の絶版という概念がなくなる可能性があるとの指摘」であるが、このような、書籍流通システムの抜本的変革を伴わない限り実現しないような事態の実現可能性は極めて低い。この指摘を含め、実現可能性が極めて低いと思われる仮定に引きずられた挙句、せっかくデジタル化した資料の円滑な利用が阻害されることのないよう、検討を進めていただくよう要望する。

なお、「(3)国会図書館以外の図書館等での所蔵資料のデジタル化について」（44-45 ペー

ジ)について、国立国会図書館以外の図書館等で所蔵資料をデジタル化することについては著作権法 31 条 2 号の解釈として「不可能でない」とする一方で、「関係者間の協議によって議論を続けることが必要である」としている。これだと著作権法 31 条 2 号で解釈することができるという結論なのか、関係者の協議で解釈を確定する必要があるという結論なのか不明確である。著作権法 31 条 2 号の解釈として可能なのであるなら、そのように明確に記載すべきであって、関係者の協議に委ねるという誤解を生むことのないようにすべきであると考え。

<その 2 終わり>

<その 3 はじめ>

- 1．団体
- 2．社団法人日本図書館協会（理事長 塩見昇）
- 3．〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14
- 4．03-3523-0811
- 5．第 4 章「議論の整理と今後の方向性」（98-100 ページ）
- 6．意見

貴小委員会でのこれまでの論議を検討すると、明らかに延長に慎重な委員の意見の方が説得力があるように思える。このような意見を踏まえ、適切な結論を貴小委員会として採用していただくよう、要望する。

<その 3 おわり>

（2008 年 11 月 10 日提出）